

Ⅰ. 手 帳

障害のある方々のために様々な援助制度がありますが、それらを受けるためには、次のような手帳が必要となります。手帳を取得しようとする際には、担当窓口へご相談ください。なお、それぞれの手帳で受けられる主な援助は「別表Ⅰ 障害者手帳の等級及び程度別施策早見表」(1頁)をご覧ください。

(Ⅰ) 身体障害者手帳

身体に障害があり、身体障害者福祉法に定められた障害に該当する場合に、埼玉県知事から手帳が交付されます。手帳は障害の程度によって重い方からⅠ級からⅥ級に区分され(「別表2 身体障害者程度等級表」(96頁))、等級に応じて各種のサービスを利用することができます。

【対象となる障害】

障害の内容	障害区分	障害等級
目の不自由	視覚障害	Ⅰ級～Ⅵ級
耳の不自由	聴覚障害	Ⅱ級～Ⅳ級・Ⅵ級
歩行の不自由	平衡機能障害	Ⅲ級・Ⅴ級
音声・言語又はそしゃくの不自由	音声・言語・そしゃく機能障害	Ⅲ級・Ⅳ級
手・足・体の不自由	肢体不自由	Ⅰ級～Ⅵ級
日常生活の不自由	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障害	Ⅰ級・Ⅲ級・Ⅳ級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	Ⅰ級～Ⅳ級
	肝臓機能障害	Ⅰ級～Ⅳ級

※手帳は、それぞれに永続する障害がある方に交付されます。

【申請に必要なもの】手帳の交付には申請が必要です。

- (1) 申請書(障害福祉課、支所市民福祉課の窓口にあります。)
- (2) 都道府県知事が指定した医師の身体障害者診断書・意見書(申請日から3か月以内のもの、用紙は窓口にあります。)
- (3) 写真2枚(縦4cm×横3cm、上半身が写っており、脱帽で1年以内のもの)
※写真は手帳交付時に必要となります。
- (4) 個人番号(マイナンバー)カード又は通知カード

※都道府県知事が指定した医師については、担当窓口で確認してください。

★詳しくは障害福祉課又は支所市民福祉課へお尋ねください。

1. 手 帳

【障害の程度変更】

障害の程度が変わったときや、新たな障害が加わったときは、指定医師の診断書を添えて申請してください。

【居住地変更・氏名変更】

転居又は転出された場合、窓口で転居又は転出の手続きを行い、速やかに新しい居住地の市福祉事務所又は町村役場に「居住地変更届」を提出してください。氏名を変更された場合も、居住地の市福祉事務所又は町村役場に届け出てください。

【再交付】

紛失又は破損したときは、写真を添えて再交付の申請をしてください。

【返 還】

手帳の交付を受けた方が死亡された場合、又は障害の程度に該当しなくなった場合は、手帳は都道府県知事に返還しなければなりませんので、市担当窓口へ届け出てください。

【注意事項】

- ・手帳は他人に譲渡したり、貸与することはできません。
- ・15歳未満の児童については、保護者の方が本人に代わって申請することとなっています。

【窓 口】

本 庁：障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630

(2) 療育手帳

知的な障害があり、埼玉県の間関で判定を受け、一定の基準に該当すると認められる場合に、埼玉県知事から手帳が交付されます

障害の程度によって重い方から④からCに区分されており、等級に応じて各種のサービスを利用することができます。

【対象となる方】

埼玉県総合リハビリテーションセンター又は熊谷児童相談所において、知的障害と判定された方に交付されます。

【手帳の区分】

障害の程度	最重度	重度	中度	軽度
手帳の等級	④	A	B	C

【申請に必要なもの】手帳の交付には申請が必要です。

- (1) 申請書(障害福祉課、支所市民福祉課の窓口にあります。)
- (2) 母子手帳や通信簿(成績表)などの本人の生育歴に関するもの
- (3) 写真2枚(縦4cm×横3cm、上半身が写っており、脱帽で1年以内のもの)

※写真は手帳交付時に必要となります。

- (4) 個人番号(マイナンバー)カード又は通知カード

★詳しくは障害福祉課又は児玉総合支所市民福祉課へお尋ねください。

【手帳の再判定】

療育手帳は、有期認定(ある一定の年齢に達すると生涯認定になる場合もあります。)のため、手帳に記載されている次回判定日前に、児童相談所(18歳未満)あるいは、埼玉県総合リハビリテーションセンター(知的障害者更生相談所)(18歳以上)で再度判定を受けてください。この場合の手続きも新規交付の時と同様です。

(再判定に必要なもの)

- ①申請書(障害福祉課、支所市民福祉課の窓口にあります。)
- ②療育手帳
- ③写真2枚(縦4cm×横3cm、上半身が写っており、脱帽で1年以内のもの)

※写真は手帳交付時に必要となります。

- ④個人番号(マイナンバー)カード又は通知カード

★詳しくは障害福祉課又は児玉総合支所市民福祉課へお尋ねください。

【居住地変更・氏名変更】

転居又は転出された場合、窓口で転居又は転出の手続きを行い、速やかに新しい居住地の市福祉事務所又は町村役場に「療育手帳交付等申請(届出)書」を療育手帳とあわせて提出してください。氏名を変更された場合も上記「申請(届出)書」を提出してください。

【再交付】

紛失又は破損したときは、再交付の申請をしてください。

【返 還】

手帳の交付を受けた方が死亡された場合、又は障害の程度に該当しなくなった場合は、手帳を都道府県知事に返還しなければなりませんので、市担当窓口へ届け出てください。

【注意事項】

手帳は他人に譲渡したり、貸与することはできません。

【窓 口】

本 庁:障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963

児玉総合支所:支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630

(3) 精神障害者保健福祉手帳

精神に障害があり、一定の基準に該当すると認められる場合に、埼玉県知事から手帳が交付されます。障害の程度によって重い方から1級、2級、3級の3段階に区分され、等級に応じて各種のサービスを利用することができます。

【対象となる方】

精神障害のため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方

【申請に必要なもの】手帳の交付には申請が必要です。

(1) 申請書（障害福祉課、支所市民福祉課の窓口にあります。）

(2) 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）又は障害年金証書などの写し

* 診断書

初診日から6か月以上経過した時点のもの。（用紙は窓口にあります。）

* 障害年金証書などの写し

精神の障害を支給理由とする障害年金の年金証書の写しと、直近の年金振込通知書又は年金支払通知書の写し

(3) 写真1枚（縦4cm×横3cm、上半身が写っており、脱帽で1年以内のもの）

※写真は手帳交付時に必要となりますが、申請者の意思により、手帳に写真を貼らないこともできます。詳しくは窓口へお尋ねください。

(4) 個人番号（マイナンバー）カード又は通知カード

★詳しくは障害福祉課又は支所市民福祉課へお尋ねください。

【有効期限】

2年（2年ごとに障害の状態を再認定し更新します。有効期限の3か月前から更新の申請ができます。）

【障害の程度変更】

障害の程度が変わったと思われる方は、医師の診断書又は年金証書等の写しを添えて申請してください。

【居住地変更】

① 県内（さいたま市を除く。）での転出の場合は、速やかに新しい居住地の市役所又は町村役場に届け出てください。

② 県外へ転出された場合は、新しい居住地を管轄する市町村を経由して都道府県へ届け出て、新たな手帳の交付を受けてください。

【氏名変更】

速やかに市担当窓口へ届け出てください。

【再交付】

紛失又は破損したときは、再交付の申請をしてください。

【返 還】

手帳の交付を受けた方が死亡された場合、又は障害の程度に該当しなくなった場合等は、手帳を都道府県知事に返還しなければなりませんので、市担当窓口へ届け出てください。

【注意事項】

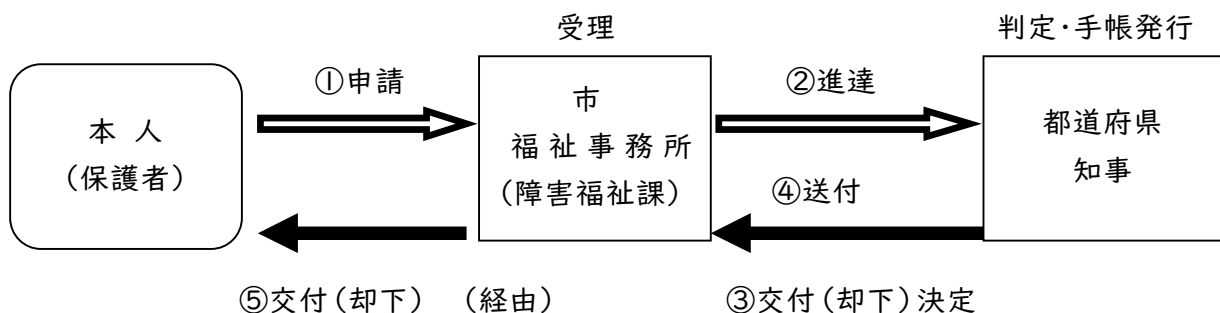
- ・手帳は他人に譲渡したり、貸与することはできません。
- ・手帳の申請は、家族や医療機関職員等が代行することができます。

【窓 口】

本 庁:障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963

児玉総合支所:支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630

(4) 手帳交付の流れ



※ 手帳については、障害の程度に該当する場合に交付されますが、提出された診断書等に基づき埼玉県による判定審査があり、申請から交付までに通常2か月程度の期間がかかります。
また、提出された診断書等で判定審査ができない場合には、関係書類の再提出などがあり、さらに2～3か月の期間がかかる場合があります。